

選定療養費について

【初診時選定療養費】※医科と歯科は別※

他の医療機関からの紹介状を持参されなかった方 **7,700円（税込）**

以下に該当される方は初診となり、選定療養費をご負担いただく場合がございます

- ①当院を初めて受診される方
- ②前回の受診時に医師から再診の指示がでない方
- ③今回の受診が前回受診と同じ病名、症状であっても患者さんが任意に診療を中止された場合
- ④前回の病気が治癒された方で、新たに同じ診療科で受診される場合や別の科に初めて受診される場合
- ⑤初診時に紹介状を持たずに同日2科受診した場合（各科で選定療養費を徴収）

*ただし次の場合ご負担はありません

- ・救急車で搬送された方 ・外来、救急外来受診後にそのまま入院となった方
- ・当院の医科と歯科の間で院内紹介があった方 ・特定の疾病または障害により、各種公費負担制度の受給対象となられている方
- ・生活保護法の医療扶助の対象となっている方 ・災害により被害を受けた方 ・治験にご協力いただく方
- ・特定健康診査・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方 ・労災、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・その他当院が必要性を特に認めた方（平日8時～18時以外に救急外来を受診した方）
- ・同じ病状があった場合受診するよう医師から指示があった方で前回から3ヵ月以内の受診の方

【再診時選定療養費】

以下の方にご負担いただくこととなります **3,300円（税込）**

- ・他の医療機関への紹介を当院が申し出たが患者さんが引き続き当院での診療を希望された場合
- ・当院から紹介状をお渡しした後に他院からの紹介状がなく患者さんご自身の選択で当院を受診された場合
- ・**A科受診中に自己判断でB科を受診した場合（院内紹介がある場合を除く）**

選定療養費とは・・・「選定療養費」は国の方針で『病院と診療所の機能分担と医療連携』を目的として制定されているものです。初期治療は地域の医療機関で、高度・専門医療は200床以上の病院で行うことを推進しています。

患者の皆様へ

横浜市立みなと赤十字病院

紹介状を持たずに外来受診した場合の「特別の料金」の金額が変更になります。

- ◎当院では、初診の患者さんには、原則、紹介状をご持参いただいております。まずは「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて専門的な医療等を行う医療機関を受診いただくことが重要です。
- ◎このため、当院では国の制度に基づき、紹介状を持たずに外来受診した患者さん等から一部負担金(3割負担等)とは別に「特別の料金」を徴収しています。令和4年10月1日から国の制度見直しにより、「特別の料金」の額を変更する予定です。※保険給付から一定額を控除するため、当院の収入の合計はほぼ変わりません。
- ◎患者の皆様におかれましては、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うようご協力をお願いいたします。

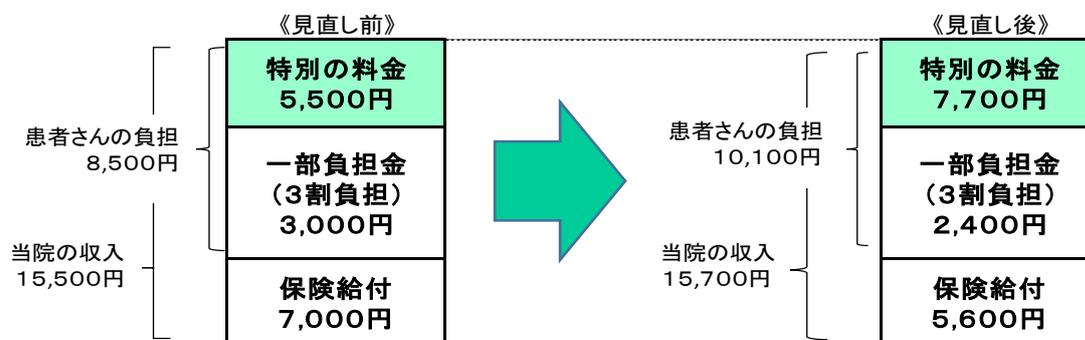
■当院における「特別の料金」の内容(下線は令和4年10月1日からの予定額)

「特別の料金」の対象患者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診した患者さん
	再診	当院から、他の医療機関に紹介する用意がある旨の文書を口交付されたにもかかわらず、当院を受診した患者さん
「特別の料金」	初診	医科・歯科共通: 5,500円→ <u>7,700円</u>
	再診	医科・歯科共通: 2,750円→ <u>3,300円</u>

※緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。

※「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。

■紹介状を持たずに外来受診した患者さん等のお支払いイメージ(医科、初診、一部負担金3割負担の場合)



◎「かかりつけ医」を持ちましょう！

厚生労働省では、患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門医、専門医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域に戻るといった、受診の流れと医療機関の機能・役割について、周知・啓発を行っています。こうした紹介を受けて受診した場合、「特別の料金」は不要となります。

(上手な医療のかかり方 <https://kakarikata.mhlw.go.jp/kakaritsuke/motou.html>)